

定例会議 資料	警察署協議会の現状と令和6年度の取組について	令和6年5月22日 総務課
1 警察署協議会の現状 (1) 委員の構成（令和6年4月1日現在） 定員94人（男性56人、女性38人） ・ 1期目：38人、2期目：20人、3期目：36人 ・ 平均年齢：58.2歳 (2) 開催状況（令和5年6月～令和6年5月） ア 開催回数 各署4回 イ 主な議題 ・ 管内概況について ・ 警察署の取組について ウ 公安委員の出席 4署4回 (3) 運営上の工夫例 ・ 出欠連絡を郵送から県警察ホームページのメールフォーム利用に変更 ・ 警察活動（通常点検、術科訓練、職務質問訓練等）の見学の実施 ・ 署から離れた駐在所管内の施設を会場とし、駐在所員も参加 (4) 意見・提言の反映例 ・ 中学校の入学説明会において、自転車用ヘルメット着用の広報啓発を実施 ・ 道路拡張等による交通規制の変更時の街頭指導及び指導取締りの実施 ・ 高齢歩行者の安全確保を目的とした信号周期の変更 2 令和6年度（令和6年6月～令和7年5月）の取組 (1) 各警察署協議会への公安委員の積極的な参加 (2) 県下警察署協議会代表者会議の開催 開催予定：令和6年10月下旬 3 今後の課題 (1) 男女構成比の配慮や、居住地域、分野、年齢層が偏らない委員の人選 (2) 協議会活動の積極的な発信		

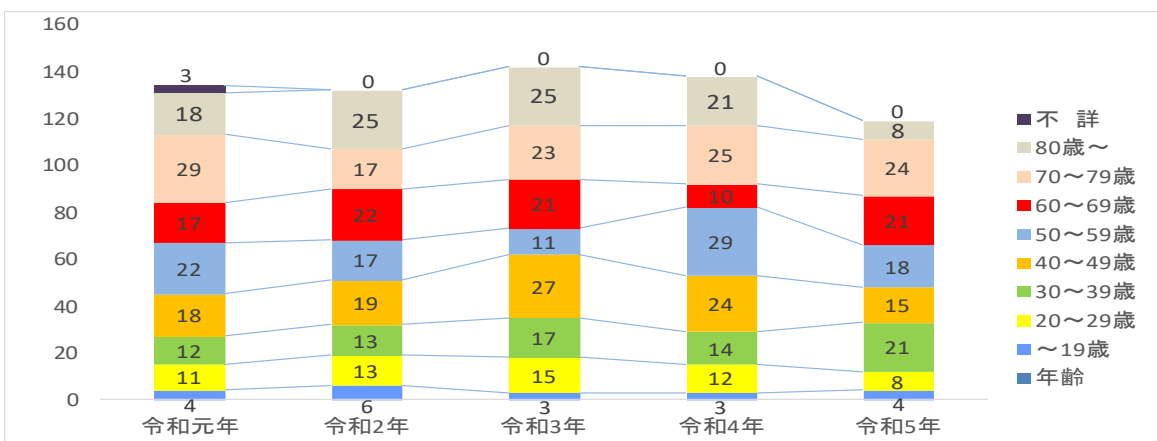
定例会議資料	令和5年の自殺統計及び今後の対応について	令和6年5月22日 生活安全企画課
--------	----------------------	----------------------

1 自殺統計値（発生地が県内であるもの）

(1) 過去5年間の推移（男女別）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
男	98	99	97	101	89
女	36	33	45	37	30
合計	134	132	142	138	119

(2) 年齢階級別自殺者



(3) 原因別（複数計上：令和3年以前は3つまで、令和4年以降は4つまでを選択）

原因・動機別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
家庭問題	14	2	13	10	9	6	23	8	18	12
健康問題	38	25	31	18	29	20	58	28	53	27
経済・生活問題	10	6	14	5	20	2	36	7	46	3
勤務問題	4	1	8	1	7	2	14	0	14	1
交際問題	4	1	2	0	5	1	1	2	6	3
学校問題	4	0	4	1	3	1	0	1	0	2
その他	2	1	8	1	5	2	5	2	11	2

2 県警察における今後の対応

(1) 関係機関等との連携

(2) 警察における広報啓発

(3) 自殺企図者・自殺未遂者に対する支援

- ア 警察活動を通じた自殺企図者及び未遂者の把握
- イ 自殺を企図した行方不明者に対する早期発見・保護
- ウ インターネット上の自殺予告事案等の把握と対策
- エ いじめ・性犯罪等の被害少年支援活動の強化
- オ 相談機関への適切な橋渡しの推進

定 例 会 議 資 料	A T 限 定 免 許 の 拡 大 に つ い て	令和6年5月22日 免 許 セ ン タ ー								
1自動車を取りまく環境の現状 (1)AT(オートマチック)車の普及 普通車では、タクシー用途を含め市販車のほぼ100%がAT車 新たに生産される大型バスの約9割、大型トラックの約7割がAT車 (2)自動車教習所におけるAT車の取扱い 普通自動車免許を新規取得する者の7割以上が、AT限定を選択 MT(ミッション)免許と比較して、AT限定は教習時間が4時限短縮 (3)職業ドライバー不足 最近20年間で、トラック運転手は約3割も減少 労働時間上限導入などに伴い、事実上、更なる職業ドライバー不足が懸念 2AT限定免許の現状 (1)現在、AT限定が選択可能な免許種別 普通自動車、普通自動2輪車、大型自動2輪車及び普通自動車第2種免許 (2)今後、AT限定免許が導入される免許種別と施行時期 <table><tr><td>準中型自動車</td><td rowspan="3">令和8年4月</td></tr><tr><td>中型自動車</td></tr><tr><td>中型自動車第2種</td></tr><tr><td>大型自動車</td><td>令和9年4月</td></tr><tr><td>大型自動車第2種</td><td>令和9年10月</td></tr></table> 3MT免許の技能試験等の方法見直し (1)技能試験、技能教習時の使用車両 ア現在は、MT免許取得時の技能試験、技能教習時には当該免許種別に応じたMT車を使用。 イ今後は、MT免許取得時であってもAT車両を利用し、坂道発進等のクラッチ、ギア操作に係る項目のみ普通自動車のMT車両を使用していく。 準中型～大型自動車のMT免許取得時であっても、当該項目では普通自動車のMT車両を使用していく。 →2輪車を除き、普通自動車以外の試験、教習車両は全てAT車となる (2)見直し時期及び対象となる免許種別 ア令和7年4月普通自動車及び普通自動車第2種免許 イ令和8年4月準中型自動車、中型自動車及び中型自動車第2種免許 ウ令和9年4月大型自動車免許 エ令和9年10月大型自動車第2種免許			準中型自動車	令和8年4月	中型自動車	中型自動車第2種	大型自動車	令和9年4月	大型自動車第2種	令和9年10月
準中型自動車	令和8年4月									
中型自動車										
中型自動車第2種										
大型自動車	令和9年4月									
大型自動車第2種	令和9年10月									

免許の種類、運転できる自動車

第 1 種免許	車両総重量	最大積載量	乗車定員	第 2 種免許
<u>A T</u> 普通自動車 年齢 1 8 歳以上	3.5 トン 未満	2 トン 未満	1 0 人 以下	<u>A T</u> 普通自動車 年齢 2 1 歳以上
準中型自動車 年齢 1 8 歳以上	3.5 トン 以上 7.5 トン 未満	2 トン 以上 4.5 トン 未満		中型自動車 年齢 2 1 歳以上
中型自動車 年齢 2 0 歳以上	7.5 トン 以上 1 1 トン 未満	4.5 トン 以上 6.5 トン 未満	1 1 人 以上 2 9 人 以下	
大型自動車 年齢 2 1 歳以上	1 1 トン 以上	6.5 トン 以上	3 0 人 以上	大型自動車 年齢 2 1 歳以上
大型特殊自動車 年齢 1 8 歳以上	カタピラを有する自動車、建設作業用自動車、運搬作業用自動車、農耕作業用自動車、ロータリー除雪車、車台が屈折して操向する構造の自動車、特殊な構造を有する自動車			大型特殊自動車 年齢 2 1 歳以上
けん引 年齢 1 8 歳以上	けん引する装置等を有する大型、中型、準中型、普通及び大型特殊自動車によって、けん引されるための構造等を有する車両総重量 7 5 0 k g を超える車両をけん引する場合			けん引 年齢 2 1 歳以上

第 1 種免許	総排気量	第 2 種免許
<u>A T</u> 普通自動二輪車 年齢 1 6 歳以上	4 0 0 c c 以下	
<u>A T</u> 大型自動二輪車 年齢 1 8 歳以上	4 0 0 c c を超える	

* 第 2 種免許

旅客自動車運送事業にかかる旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転するとき
自動車運転代行業における代行運転自動車（普通自動車のみ）を運転するとき

* A T は現時点で A T 限定がある免許区分